

平成 28 年 10 月 17 日

(協) 日本接骨師会

会長 登山勲 様

整骨院

院長

生活保護患者様の受診妨害の件

ここ数年の様子を見ておりますと、各市の生保担当者が医療券を発行してくれないために整骨院で治療を受けることが出来ない、という案件が増えてきています。現に本年 4 月から 9 月までの間だけでも、下記の患者様方々が各市の生保担当から医療券を発行してもらうことができず、当院を受診することが出来ませんでした。医療券を発行してもらえなかった理由は、単に、「整骨院はだめ。整形外科に行きなさい。」「一旦整形外科にかかり医師から整骨院にかかっても良いとの指示をもらえたら認める。」などです。

記

小平市	■■■■■	様
東久留米市	■■■■■	様
昭島市	■■■■■	様
立川市	■■■■■	様
	■■■■■	様

上記以外に、氏名や住所は不明ですが、電話や直接来院された方で生保担当から医療券を発行してもらえず受診出来なかった方が 3 人おりました。

イレギュラーなケースとして、市議会議員に依頼して生保担当者へ医療券を発行してもらった案件が昨年 1 件だけありました。

患者様が選択の自由を奪われ、治療を受けることが出来ずに苦しんでいる現状をこのまま見逃してはおけないと痛感しております。

立川市、昭島市の生活保護課においては、東京都の運用の指導に従っており、医師の同意・指示が必要であるとの見解を明言されております。

以上